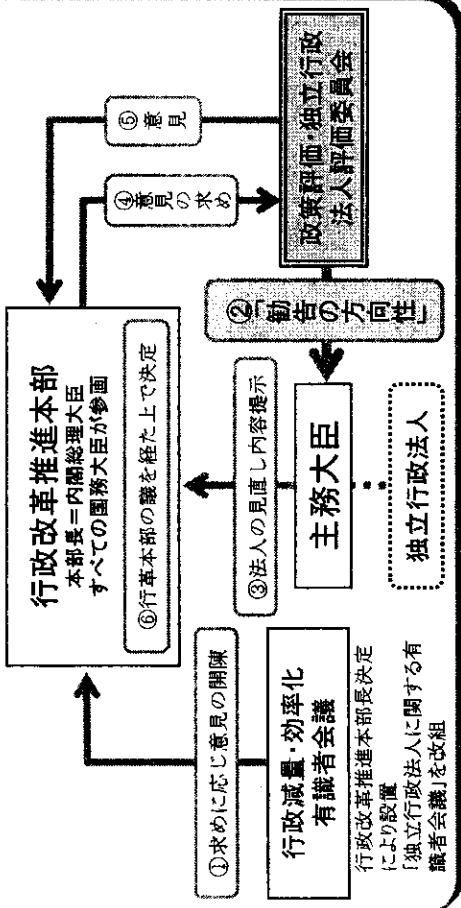


(参考3) 見直しの仕組み／政策評価・独立行政法人評議会

見直しの仕組み

主務大臣は、政策評価・独立行政法人評議会の「勧告の方向性」に沿って法人の見直し内容を検討し、政府・行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定します。



政策評価・独立行政法人評議会

- 政策評価・独立行政法人評議会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評議会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、政策金融ワークンググループと5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評議会 委員名簿 (平成18年6月現在)

部門	氏名	所属	専門分野	立候補人評議会評議会
政策評価・独立行政法人評議会委員会長	長崎 一郎	内閣府評議会評議会委員会長	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	金田 後義
政策評価分科会	金本 龍蔵	東京大学農学院農学科 公法研究会学生部幹事	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	中央大学法学部教授 後藤 俊夫
政策評価分科会	寺尾 美子	東京大学農学院農学科 公法研究会学生部幹事	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	日本公認会計士社会理事 經谷 駿夫
政策評価分科会	新村 保子	農林水産省 公法研究会学生部幹事	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	神奈川大学経済学部教授 森永 龍子
政策評価分科会	河村 郁	農林水産省 公法研究会学生部幹事	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	横田 公一郎
政策評価分科会	鶴賀 喜良・豊田泰貴	(略)	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	早稲田大学政治経済学部講師 向島 哲洋
政策評価分科会	福延 栄輔	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	白鷗大学法学院助教 瀬戸 龍史
政策評価分科会	井上 光昭	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	日本青山薬科大学アカデミー 梅澤 良正
政策評価分科会	鷲見 錠輔	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	三重県リサーチ＆コンサルティング 研究所事務本部主査研究員 鷲見 錠輔
政策評価分科会	小幡 純子	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	上智大学大特急法連携研究室研究員 小幡 純子
政策評価分科会	鶴川 駿	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	大阪ASGE監修人本部代表社員 鶴川 駿
政策評議会	河野 正男	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	中央大学経済学部教授 河野 正男
政策評議会	河村 小百合	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	東京芝浦工業大学講師 河村 小百合
政策評議会	黒川 行治	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	東京芝浦工業大学講師 黒川 行治
政策評議会	黒田 韶二	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	金沢工業大学講師 黒田 韶二
政策評議会	鈴木 伸子	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	農林水産省 農業政策課 農業政策研究官	東京芝浦工業大学文化研究所講師 鈴木 伸子
政策評議会	鈴木 量	青山学院大学大学院・企画プロ フジシヨウ研究所長・教授	青山学院大学大学院・企画プロ フジシヨウ研究所長・教授	(株)東芝常任顧問 鈴木 量
政策評議会	田淵 譲子	第三顧念会研究会会長	第三顧念会研究会会長	第三顧念会研究会会長 田淵 譲子
政策評議会	玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究所院長 タクヤ・玉井	東京大学先端科学技術研究所院長 タクヤ・玉井	東京大学先端科学技術研究所院長 玉井 克哉
政策評議会	松田 鑑美	日本公認会計士本部ディレ クター	日本公認会計士本部ディレ クター	日本公認会計士本部ディレ クター 松田 鑑美
政策評議会	佐々木 優一	キャノン株	キャノン株	キャノン株
政策評議会	山本 清志	開港社大連支社社長 開港社大連支社社長	開港社大連支社社長 開港社大連支社社長	開港社大連支社社長 山本 清志



委員による意見交換会

(参考4) 関連法令等

独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)
第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
3 契約会（注：政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事業及び事業の改廃に関する事項に關し、主務大臣に勧告することができる。

行政改革の重要方針

〔平成17年12月24日
閣議決定〕

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し (1)独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し
特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民への」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることももとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人(9法人)に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人(31法人)についても、円滑かつ効果的な見直しを行つ観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。
融資業務等を行う独立行政法人について、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

簡素で効率的な政府を実現するための

行政改革の推進に関する法律 (平成18年法律第47号)

(独立行政法人等の融資等業務の見直し)
第十四条 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行いう業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。）の在り方にについて見直しを行ふものとする。
一 独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十一年度までの間に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第一項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。）が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

（国の歳出の縮減を図る見地からの見直し）

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十九条第二項第一号）第二十一条に規定する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これららの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方にについて併せて検討を行ひ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し）

第十六条 平成十八年度から平成二十一年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行いうものを行なうもの（第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方にについても見直しを行ふものとする。